

# デマンド交通「きらりんタクシー」

## デマンド交通とは？

同じ時間帯に予約した人と相乗りしながら目的地に向かう、乗り合い型のタクシーで乗車定員は4人です。



## デマンド交通の運行内容

**利用できる人：**市内在住者で事前に利用者登録をした人

**運行日：**月曜日～金曜日 ※祝日、12月29日～1月3日は除く。

**予約受付時間：**年中無休 8：00～17：00

**乗車1回当たりの運賃**

### 基本運賃

500円

- ① 障害者手帳(身体・療育・精神)を所有している人  
(ミライID提示も可)
- ② 運転経歴証明書を所有している人
- ③ グループ予約者※
- ④ 小学生

400円

小学校就学前の児童

無料

※利用登録者が2人以上のグループで、同じ便・同じ乗降場所を予約した場合に適用となります。

### 運行便数、予約期限

予約の受け付けは、利用の1週間前から下記の予約期限までです。

	車両出発時間	予約期限
第1便	8:00	前日17:00まで
第2便	9:00	乗車時間の 1時間前まで
第3便	10:00	
第4便	11:00	
第5便	13:00	
第6便	14:00	
第7便	15:00	
第8便	16:00	

## 利用の手順

### ①利用者登録



### ②予約の電話をする

- 氏名・住所
- 乗りたい日時
- 乗降場所を伝えます



### ③予約の日時に出発



 **予約センター ☎0479-62-5379**

予約受付時間 年中無休 8：00～17：00

### 利用上の注意点

- 定員制の乗り物のため、希望どおりの予約ができない場合があります。
- 決められた乗降場所以外での乗り降りはできません。
- 1人で乗り降りが困難な場合は、介助者の同乗が必要です。介助者も利用者登録と予約が必要です。
- 予約の時間に指定の乗降場所でお待ちください。(時間を過ぎるとタクシーは出発します。)
- 往復で利用する場合は、帰りの便の予約も必要です。

## ● 利用には事前登録が必要です ●

登録用紙に必要事項を記入し旭市役所企画政策課へ提出してください。登録用紙は旭市役所企画政策課で配布しているほか、市ホームページでもダウンロードできます。

### 登録用紙提出先・問い合わせ

〒289-2595 旭市二の2132番地  
旭市役所 企画政策課 企画調整班  
☎0479-62-5307

## デマンド交通の乗降場所

### 共通乗降場所(どの区域からも利用可能)

- 旭駅 ●旭市役所 ●道の駅季楽里あさひ ●旭中央病院 ●サンモール
- みらいあさひ(イオンタウン旭) ●医療施設(医科、歯科)

※令和8年4月1日から匝瑳市の「守医院」と「ひがた歯科医院」を共通乗降場所に追加しました。



### 住んでいる区域内の乗降対象施設

乗降場所等ははこちらから

交通機関	●鉄道駅 ●高速バス・路線バス・コミュニティバスのバス停
公共施設	●市役所各出張所 ●公民館 など
商業施設	●食品スーパー ●ドラッグストア ●ホームセンター ●コンビニ
療術施設	●整骨院、接骨院 など
金融機関	●銀行 ●信用金庫 ●JAちばみどり ●郵便局 など

## デマンド交通の運行区域

- 運行区域は、市内を3つの区域に分けて、運行車両はそれぞれの区域内を運行します。
- 乗降場所は利用者の自宅と、住んでいる区域内の対象施設に限られます。
- 住んでいる区域以外の施設・店舗などを行き先にはできません。
- 共通乗降場所はどの区域に住んでいる人でも行き先に行ることができます。

干潟・旭北地区

海上・飯岡地区

旭南地区



※医療施設(医科・歯科)は、住んでいる区域外でも行き先にできます。